

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第 号

長崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(知事による漁業の許可)</p> <p>第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第3号、第4号、第17号、第19号から第21号まで、第24号及び第29号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>すくい網漁業</u> 略</p> <p>(12)～(29) 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 小型機船底びき網漁業、<u>ごち網漁業又は沖合ごち網漁業</u>の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p> <p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第45条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）</u>、は具</p> <p>2 略</p>	<p>(知事による漁業の許可)</p> <p>第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第3号、第4号、第17号、第19号から第21号まで、第24号及び第29号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>すくい漁業</u> 略</p> <p>(12)～(29) 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 小型機船底びき網漁業、<u>ごち網漁業及び沖合ごち網漁業</u>の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。</p> <p>(遊漁者等の漁具漁法の制限)</p> <p>第45条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>やす</u>、は具</p> <p>2 略</p>

様式第1号（第31条関係）

漁業	様式
略	
ごち網漁業	ゴチ 47
沖合ごち網漁業	沖ごち 47

備考 本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上とする。
 ただし、沖合ごち網漁業にあつては各文字及び数字の大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は5センチメートル以上とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の長崎県漁業調整規則第45条第1項第7号の規定は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
 （罰則の経過措置）

- この規則の施行の前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号（第31条関係）

漁業	様式
略	
ごち網漁業及び沖合ごち網漁業	ゴチ 47

備考

本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは10センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は3センチメートル以上とする。